

消防団と事業所の協力体制に関する検討結果(概要)

—地域防災力の充実強化に向けた消防団と事業所との協力体制について—

防災課

消防団は、地域の実情を十分に把握し、地域防災のリーダー的存在で、住民の安心・安全を確保するために欠かせない組織です。現に、昨年の台風第14号等の豪雨災害、福岡県西方沖を震源とする地震や宮城県沖を震源とする地震などでは、多くの犠牲者を出し、家屋等にも甚大な被害が及んだところですが、各地の消防団は、防災活動や住民の避難誘導、被災者の救出・救助活動などの活動を行い、大きな成果を上げ、住民からも大いに信頼されているところです。

しかしながら、消防団員数の減少、被雇用者消防団員の増加など、多くの課題に直面しており、地域防災力の確保に向けて国、都道府県、市町村及び消防団が一体となった対策が必要となっています。

そこで、消防庁では、特に全消防団員の約7割が被雇用者である現状を踏まえ、消防団活動への一層の理解と協力を得るために、平成17年8月に「消防団と事業所の協力体制に関する調査検討会」を設け、これまで、消防団と事業所の協力体制の在り方について検討を行ってきました。このたび、同検討会の検討の成果の報告が行われ、この報告の提言を受け、事業所側の消防団活動への一層の理解と協力を得るために推進すべき留意事項等について、各都道府県あてに通知しました。報告の概要は、次のとおりです。

《報告の概要》

1 消防団と事業所との連携体制の強化に関する提言

① 事業所における被雇用者消防団員の活動環境の整備

— 消防団活動に関する事前打合せについて —

従業員である被雇用者消防団員においては、雇用事業所からの理解を得て、消防団活動が行える環境整備が必要である。そのため、消防団等から事業所にアプローチし、まずは、相互で話し合い、協力していただくことが必要である。その上で、事業主と消防団で予め消防団活動について、必要な事項(例えば、勤務時間中における災害出動及び訓練等への配慮として、ボランティア休暇扱いにするなど)があれば、それを取り決める。そして、必要な場合は、覚書きの締結等により調整することにより、被雇用者消防団員の活動環境を整備する。

なお、既に、消防団と事業所の協力体制が築かれている場合においては、その関係を継続的に維持・発展させていくよう努める。

② 事業所との新たな協力関係の構築

— 消防団と事業所との連携強化策について —

大規模災害発生時等において、事業所が有する重機等の防災資機材の提供と併せてその資機材の操縦技術を有する従業員が機能別団員(機能別団員とは、昨年度、新たに構築した制度で、特定の災害・活動のみに参加する消防団員をいう。)となり、事業所が社会責任及び社会貢献の一つと捉え、地域防災活動に協力してもらえらる関係を構築する。

③ 事業所における防災知識・技術に関するストックの活用

— 危機管理アドバイザー消防団員について —

大規模、特殊災害については、消防職員や消防団員の知識・技術だけでは、迅速かつ的確な意思決定や災害応急対策の実施が難しくなっているのが現状である。そのため、事業所や大学機関等の専門機関の研究者、学識経験者等に機能別団員になってもらうことにより、防災対策に関する助言(アドバイス)等を受け、迅速かつ的確な意思決定や災害応急対策が実施できる関係を構築する。

④ 消防団活動への協力が社会責任及び社会貢献として捉えられる環境づくり

— 消防団協力事業所について —

事業所が消防団活動に協力することが「地域防災活動」につながり、ひいては、環境のISO認証制度等のように、社会責任及び社会貢献として認められ、なおかつ、事業所の信頼性の向上につながるよう環境を整備する。

なお、「協力事業所」に関する提言については、その具現化に向けて、今後、消防庁において、具体的な運用方法等について検討していく予定である。

2 提言の具現化に向けた運用上の留意点

各制度を単独で導入するのではなく、消防団協力事業所認定制度と組み合わせることで採用することとし、次のことに留意する。

① 消防団を通じた地域防災活動を行う方法のメニューの整備

事業所側へのアプローチとして、事業所が協力可能な防災活動を行う方法のメニューの他に、市町村で「地域の実情にあわせたメニュー」を整理する。

② 機能別団員、機能別分団制度の活用

消防団と事業所との連携強化策、危機管理アドバイザー消防団員の導入を前提として機能別団員、機能別分団制度を活用する必要がある。

ただし、全ての消防団活動に出動する団員を確保することが基本であるため、機能別団員・分団制度を活用する際は、十分配慮する。

③ 柔軟に対応できる協定や覚書きの作成

これから入団を考えている被雇用者及び現在事業所に勤務している消防団員の「勤務時間中における消防団活動」等の処遇等及び自衛消防隊活動との両立について、事前に事業主と打合せできるような、協定

や覚書きが必要な場合は作成し、活動環境の整備ができる仕組みづくりが重要である。その際、協定や覚書きは柔軟に対応できるように、個別の事情に合わせた事項が盛り込めるように工夫する必要がある。

④ 覚書き等の締結者について

消防団と事業所が良きパートナーとなるために協力関係の内容を定める覚書き等を締結する場合には、本人の理解を得た上で消防団員となってもらう必要がある。

また、事前打合せの結果、書面で覚書き等を締結することとした場合、書面上の行政側の締結者は、地域の実情にあわせて、市町村長、消防長、消防団長等、柔軟に定めることが必要であり、一方、事業所側の締結者については、会社の実情等を考慮して相互で十分協議し定めることが必要である。

なお、本検討会報告書は当庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/180403-1/180403-1.htm>) にて掲載しています。

